

協議第43号

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年9月26日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて
1 農業関係 (1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。 (2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。 (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。 (5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。 (8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

2 林業関係

(1) 市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。

3 水産業関係

(1) 漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

4 農林土木関係

(1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。

(2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(4) 土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。

(5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

(6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(7) 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

(8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(農林水産関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い		細項目	農林水産関係		
事務事業名	農林水産関係事業		専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会、林業分科会 水産業分科会、農林土木分科会
区分	項目	調整方針				
1 農業関係	(1) 農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。 調整方針説明資料（P.8参照）				
	(2) 農業振興関係計画等	農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。 調整方針説明資料（P.9,10参照）				
	(3) 水田農業経営確立対策事業	水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.11参照）				
	(4) 水田農業推進協議会	水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。 調整方針説明資料（P.12参照）				
	(5) 農地流動化関係事業	農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.13参照）				
	(6) 市民農園	市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.14参照）				
	(7) 地産地消事業	地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。 調整方針説明資料（P.15参照）				
	(8) 田野中川畑地かん水事業	田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.16参照）				
2 林業関係	(1) 市町村森林整備計画	市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。 調整方針説明資料（P.17参照）				
3 水産業関係	(1) 漁港整備事業	漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.18参照）				
	(2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）	漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.19参照）				
4 農林土木関係	(1) 県営土地改良事業負担金	県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.20～28参照）				
	(2) 中山間地域総合整備事業	現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.29参照）				
	(3) 新山村振興等農林漁業特別対策事業	現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.30参照）				
	(4) 土地改良事業原材料交付業務	土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.31参照）				
	(5) 農地・農業用施設災害復旧事業	農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.32参照）				
	(6) 国補林道事業	現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.33参照）				
	(7) 林道災害復旧事業	林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.34参照）				
	(8) 丹原町単独林道整備事業	丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.35参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係																																																								
事務事業名	農業振興地域整備計画	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会																																																						
調整方針	農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。																																																										
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容																																																						
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町それぞれに計画があり、内容等に違いがある。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。																																																						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【西条市農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和47年度） 整備計画策定年度（昭和48年度） 前回特別管理（平成5年度） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>13,786ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>1,049ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>935ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>13ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>92ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>9ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	13,786ha	農用地区域面積			1,049ha	田	935ha	畑	13ha	樹園地	92ha	採草放牧地	0ha	農業用施設用地	9ha	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【東予市農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和47年度） 整備計画策定年度（昭和49年度） 前回特別管理（平成8年度） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>3,251ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>1,781ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>1,584ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>113ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>84ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>14ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	3,251ha	農用地区域面積	1,781ha	田	1,584ha	畑	113ha	樹園地	84ha	採草放牧地	0ha	農業用施設用地	14ha	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【丹原町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和46年度） 整備計画策定年度（昭和46年度） 前回特別管理（平成12年度） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>3,227ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>1,583ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>906ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>96ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>496ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>40ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	3,227ha	農用地区域面積	1,583ha	田	906ha	畑	96ha	樹園地	496ha	採草放牧地	0ha	農業用施設用地	40ha	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【小松町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和47年度） 整備計画策定年度（昭和48年度） 前回特別管理（平成5年度、平成9年度より特別管理継続中） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>2,773ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>513ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>374ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>9ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>130ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>0ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	2,773ha	農用地区域面積	513ha	田	374ha	畑	9ha	樹園地	130ha	採草放牧地	0ha
農業振興地域面積	13,786ha																																																										
農用地区域面積	1,049ha																																																										
田	935ha																																																										
畑	13ha																																																										
樹園地	92ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	9ha																																																										
農業振興地域面積	3,251ha																																																										
農用地区域面積	1,781ha																																																										
田	1,584ha																																																										
畑	113ha																																																										
樹園地	84ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	14ha																																																										
農業振興地域面積	3,227ha																																																										
農用地区域面積	1,583ha																																																										
田	906ha																																																										
畑	96ha																																																										
樹園地	496ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	40ha																																																										
農業振興地域面積	2,773ha																																																										
農用地区域面積	513ha																																																										
田	374ha																																																										
畑	9ha																																																										
樹園地	130ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	0ha																																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係		
事務事業名	農業振興関係計画等	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1 農業経営基盤強化基本構想</p> <p>【目的】 効率的かつ安定的な農業経営の育成 その農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成</p> <p>【内容】 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>【関連事業】 基本構想アクションプログラム作成 上記～の具体的活動目標の作成</p>	<p>1 農業経営基盤強化基本構想</p> <p>【目的】 効率的かつ安定的な農業経営の育成 その農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成</p> <p>【内容】 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>【関連事業】 基本構想アクションプログラム作成 上記～の具体的活動目標の作成</p>	<p>1 農業経営基盤強化基本構想</p> <p>【目的】 効率的かつ安定的な農業経営の育成 その農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成</p> <p>【内容】 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>【関連事業】 基本構想アクションプログラム作成 上記～の具体的活動目標の作成</p>	<p>1 農業経営基盤強化基本構想</p> <p>【目的】 効率的かつ安定的な農業経営の育成 その農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成</p> <p>【内容】 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>【関連事業】 基本構想アクションプログラム作成 上記～の具体的活動目標の作成</p>	<p>2市2町それぞれに基本構想があり、内容に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに作成する。</p>
<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、市段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める。</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、市段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める。</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、町段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、町段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2市2町それぞれにマスタープランがあり、内容に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに作成する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係	
事務事業名	農業振興関係計画等			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農業分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
3 酪農肉用牛生産近代化計画 該当なし	3 酪農肉用牛生産近代化計画 【目的】 ・酪農と肉用牛生産の振興を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】 ・基本方針に即した計画の立案 【事務手順】 農林水産大臣が、食料・農業・農村基本計画に即して、全国的な視点から「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を概ね5年ごとに目標年度までの期間につき定めるとともに、これに即して都道府県知事が地域の諸条件を考慮した都道府県計画を定め、さらに、一定の基準に適合する市町村の長が都道府県計画に即してより具体的な市町村計画を作成する。	3 酪農肉用牛生産近代化計画 【目的】 ・酪農と肉用牛生産の振興を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】 ・基本方針に即した計画の立案 【事務手順】 農林水産大臣が、食料・農業・農村基本計画に即して、全国的な視点から「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を概ね5年ごとに目標年度までの期間につき定めるとともに、これに即して都道府県知事が地域の諸条件を考慮した都道府県計画を定め、さらに、一定の基準に適合する市町村の長が都道府県計画に即してより具体的な市町村計画を作成する。	3 酪農肉用牛生産近代化計画 【目的】 ・酪農と肉用牛生産の振興を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】 ・基本方針に即した計画の立案 【事務手順】 農林水産大臣が、食料・農業・農村基本計画に即して、全国的な視点から「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を概ね5年ごとに目標年度までの期間につき定めるとともに、これに即して都道府県知事が地域の諸条件を考慮した都道府県計画を定め、さらに、一定の基準に適合する市町村の長が都道府県計画に即してより具体的な市町村計画を作成する。	西条市は計画を作成していない。 東予市、丹原町、小松町にそれぞれ計画があり、内容に違いがある。		新市移行後速やかに作成する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係		
事務事業名	水田農業経営確立対策事業	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条市水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条市生産調整推進対策協議会開催(2月中旬) ガイドライン配分(2月下旬) 集落座談会(2月下旬～3月中旬) 転作申込書提出(4月中旬までに農協各支所へ)(4月下旬支所より役所へ) 現地確認(6月下旬～7月中旬) 確認野帳(8月中旬、確認野帳を各地区世話人に送付し各農家に確認をさせる。) とも補償、確立助成の取りまとめは、農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 3,082,750円 (県(国)：2,193,000円、市：889,750円) 平成15年度予算 総事業費 2,485,572円 (県(国)：0円、市：2,485,572円) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 858,000円 (県(国)：858,000円、市：0円) 平成15年度予算 総事業費 2,151,000円 (県(国)：2,151,000円、市：0円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用せず。 ガイドライン配分は、地区別(平均34.66%) 田本地率は98.5% 山間部97% 平成14年度の目標達成率は、約111% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東予市水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東予市水田農業推進幹事会(12月・1月) ガイドライン配分(1月) 東予市水田農業推進協議会(2月) 集落座談会(支所単位説明会)(2月下旬～) 転作申告台帳提出(4月) 現地確認(6月下旬～7月中旬) 個人確認(8月) とも補償、確立助成の取りまとめは、農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 6,133,000円 (県(国)：2,178,000円、市：3,955,000円) 平成15年度予算(当初)総事業費 5,651,000円 (県(国)：2,178,000円、市：3,473,000円) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 1,324,000円 (県(国)：846,000円、市：478,000円) 平成15年度予算(当初)総事業費 1,236,000円 (県(国)：846,000円、市：390,000円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用 ガイドライン配分は、市街化区域 38% 市街化調整区域 36% 田本地率は昭和58年度県知事協議による 平成14年度の目標達成率は、約117% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丹原町水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丹原町水田農業推進委員会(3月上旬) 丹原町水田農業推進協議会開催(3月上旬) ガイドライン配分(3月上旬) 地区別説明会(3月下旬) 集落座談会(3月下旬～4月上旬) 転作申込書提出(4月下旬までに役場へ) 現地確認(6月下旬～7月上旬) 確認野帳(8月中旬、確認野帳を各地区世話人に送付し各農家に確認をさせる。) とも補償、確立助成の取りまとめは、周桑農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 6,278,719円 (県(国)：1,480,000円、町：4,798,719円) 平成15年度予算 総事業費 5,485,000円 (県(国)：0円、町：5,485,000円) (国費減額分について補正予算措置を検討中) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 1,195,219円 (県(国)：615,000円、町：580,219円) 平成15年度予算 総事業費 2,187,000円 (県(国)：1,469,000円、町：718,000円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用せず。 ガイドライン配分は、均等(約37.5%) 田本地率は昭和58年度県知事協議数値を使用 平成14年度の目標達成率は、約109% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小松町水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小松町生産調整推進対策協議会開催(2月中旬) ガイドライン配分(2月下旬) 小松、石根地区の協議会(2月下旬) 集落座談会(2月下旬～3月中旬) 転作申込書提出(4月中旬までに周桑農協各支所へ)(4月下旬支所より役場へ) 現地確認(6月下旬～7月中旬) 確認野帳(8月中旬、確認野帳を各地区世話人に送付し各農家に確認をさせる。) とも補償、確立助成の取りまとめは、周桑農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 1,079,860円 (県(国)：620,000円、町：459,860円) 平成15年度予算 総事業費 0円 (県(国)：0円、町：0円) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 261,000円 (県(国)：261,000円、町：0円) 平成15年度予算 総事業費 619,000円 (県(国)：619,000円、町：0円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用せず。 ガイドライン配分は、均等(約35%) 田本地率は98.5%(町内一律) 14年度の目標達成率は、約111% 	<p>運営方法がそれぞれ異なる。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係		
事務事業名	水田農業推進協議会	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町それぞれに協議会がある。	新市移行後速やかに統合する。
<p>【名称】</p> <p>・西条市水田農業推進協議会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付けガイドライン等の取扱、計画出荷基準数量及び加工米の配分取扱の決定等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期2年再任可)</p> <p>会長 西条市長 副会長 西条市農業協同組合代表理事組合長 副会長 西条市農業委員会 委員 西条市農業協同組合営農委員長 同上 西条市農業協同組合稲作部会長 同上 西条市農業委員会農政部会長 同上 西条市農業委員会農政部会長 同上 新居宇摩農業共済組合 同上 西条市土地改良連行会協議会 同上 西条市議会 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 西条中央地域農業改良普及センター</p> <p>事務局：農林水産課</p>	<p>【名称】</p> <p>・東予市水田農業推進協議会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付けガイドライン等の取扱、とも補償事業の推進等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期なし)</p> <p>会長 東予市長 副会長 周桑農業協同組合代表理事組合長 委員 東予市議会産業建設委員長 同上 東予市農業委員会 同上 東予農業共済組合代表理事組合長 同上 丹原地域農業改良普及センター - 所長 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 周桑農業協同組合農業振興協議会副会長</p> <p>事務局：農林水産課</p>	<p>【名称】</p> <p>・丹原町水田農業推進委員会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付けガイドライン等の取扱、計画出荷基準数量及び加工米の配分取扱の決定等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期在任中)</p> <p>会長 丹原町長 副会長 周桑農業協同組合代表理事組合長 副会長 丹原町農業委員会 委員 東予園芸農業協同組合代表理事組合長 同上 東予農業共済組合副組合長理事 同上 J A 周桑農業振興協議会会長、他 5 支部会長 同上 J A 周桑米麦部会 丹原支部会長、他 4 支部会長 同上 区長会 丹原地区会長 他 4 地区会長 同上 丹原町議会産業建設委員長 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 丹原地域農業改良普及センター - 所長</p> <p>事務局：産業課</p>	<p>【名称】</p> <p>・小松町生産調整推進対策協議会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付けガイドライン等の取扱、計画出荷基準数量及び加工米の配分取扱の決定等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期2年再任可)</p> <p>会長 小松町長 副会長 周桑農業協同組合代表理事組合長 副会長 小松町農業委員会 委員 東予園芸農業協同組合代表理事組合長 同上 東予農業共済組合副組合長理事 同上 小松地区生産調整推進協議会会長 同上 小松地区生産調整推進協議会副会長 同上 小松地区生産調整推進協議会副会長 同上 石根生産調整協議会会長 同上 石根生産調整協議会副会長 同上 石根生産調整協議会副会長 同上 小松町議会産業建設委員長 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 丹原地域農業改良普及センター - 所長 同上 周桑農業協同組合小松支所 同上 周桑農業協同組合石根支所</p> <p>事務局：産業課</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係		
事務事業名	農地流動化関係事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、市50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 3,535,000円 (県(国)：1,767,000円、市：1,768,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 3,535,000円 (県(国)：1,767,000円、市：1,768,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 240,000円 (県(国)：120,000円、市：120,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 240,000円 (県(国)：120,000円、市：120,000円)</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手集積活動委員 3名 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、市50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 206,000円 (県(国)：103,000円、市：103,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 490,000円 (県(国)：245,000円、市：245,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 0円</p> <p>平成15年度予算 総事業費 0円</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進員 31人 任期 14年4月1日～16年3月31日 委嘱 市長 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、町50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 275,000円 (県(国)：132,000円、町：143,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 214,000円 (県(国)：107,000円、町：107,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 0円</p> <p>平成15年度予算 総事業費 0円</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業委員(在任中)21名・区長30名 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、町50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 354,000円 (県(国)：177,000円、町：177,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 98,000円 (県(国)：49,000円、町：49,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 0円</p> <p>平成15年度予算 総事業費 0円</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>農地流動化推進員の構成、任期等に違いがある。</p> <p>制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係	
事務事業名	市民農園			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農業分科会
調整方針	市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預託水田を活用した「東予市ふれあい農園」を開設し、農作業・土・水等に親しむ場とするとともに、地域活動を通じた生きがいづくりを推進する。 ・契約期間：2年間 ・入園料：無料 ・解約があった場合は、申し込み順に入園する。 <p>東予市ふれあい農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 東予市壬生川787番地 ・地目 田 ・面積 1,578㎡ 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者以外の者が自然にふれあい農業に対する理解を深めるため「ふれあい農園」を開設した。 ・貸付期間：1年間（更新可） ・貸付面積：0.5a～5.0a ・貸付対象者：丹原町在住者 ・募集方法：公募 ・貸付料：1,000円/a <p>久妙寺農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 丹原町大字久妙寺甲261 - 1 ・地目 田 ・面積 3,190㎡ <p>池田第1農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 丹原町大字池田1522 - 1 ・地目 田 ・面積 885㎡ <p>池田第2農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 丹原町大字池田1557 - 1 ・地目 田 ・面積 1,964㎡ <p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付料：1,000円/a 	該当なし	<p>東予市、丹原町のみ制度である。</p> <p>貸付料については、丹原町のみ徴収している。</p> <p>運営方法に違いがある。</p>	<p>貸付料については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係	
事務事業名	地産地消事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農業分科会
調整方針	地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地産地消（地域生産地域消費）を推進することにより、生産者の生産意欲の向上、消費者の購入意欲の向上を図り、もって、市内農林水産業の振興を図る。 <p>【内容】</p> <p>地産地消学校給食事業 月1回地元農産物を給食で使用するとともに、生産者・生産過程を紹介する。 地産地消懇談会の設置 生産者、消費者、流通業者、PTAなどをメンバーとし、意見交換により相互理解を深める。 地産地消保育所園児等体験農業 転作田を利用し、保育所園児や保護者による農作物の栽培・収穫イベントを実施機会の提供を行う。</p> <p>【事務手順】</p> <p>教育委員会、JAと協議し、実施品目を決定する。 教育委員会よりJA選果場へ注文（毎月上旬） 生産者への取材 生産者、生産過程資料作成 給食の実施～生徒の質問のフォローアップ</p> <p>懇談会の開催</p> <p>農地の確保、作付け品目の選定、作業の実施等について、普及センターと協力して各保育所へアドバイス 補助金申請 保護者の協力を得て作業及び収穫祭を実施</p>	該当なし	該当なし	東予市だけの事業である。	新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係	
事務事業名	田野中川畑地かん水事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農業分科会
調整方針	田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹園地帯における夏季の湯水期に適切なかん水事業を実施することに果樹の安定的な生産振興を図る <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置：丹原町大字石経1167番地（ポンプ場） ・名称：田野中川畑地かん水施設 ・施設詳細：鉄筋コンクリート1階建（ポンプ場）ポンプ6台 ・受益面積：330ha ・事業費 <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 19,821千円 平成14年度 16,852千円 <p>【使用料・手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金（年間利用料により決定） <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度分 9,100円/10a 平成14年度分 8,600円/10a <p>【会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会計 	該当なし	丹原町のみの事業である。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	林業関係																																																
事務事業名	市町村森林整備計画	専門部会名	産業経済部会	分科会名	林業分科会																																														
調整方針	市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。																																																		
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容																																														
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町それぞれに計画があり、内容等に違いがある。	新市移行後速やかに作成する。																																														
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林を資源の状況、自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、特に発揮が期待されている機能に応じて、水源涵養機能、山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能、保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、区域にある地域森林計画の対象となっている民有林につき5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村森林整備計画原案の策定 関係部局と計画書案の協議 市町村森林整備計画案の決定 公告・縦覧（意見の申し立て） 関係部局と協議 市町村森林整備計画樹立 <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>16,795ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>5,079ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>11,716ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>9,736ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>110ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>1,859ha</td></tr> </table>	森林面積	16,795ha	国有林面積			5,079ha	民有林面積	11,716ha	水土保全林	9,736ha	森林と人との共生林	110ha	資源の循環利用林	1,859ha	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【内容】</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>3,132ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>620ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>2,512ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>2,501ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>- ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>- ha</td></tr> </table>	森林面積	3,132ha	国有林面積	620ha	民有林面積	2,512ha	水土保全林	2,501ha	森林と人との共生林	- ha	資源の循環利用林	- ha	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【内容】</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>9,580ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>513ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>9,067ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>7,577ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>- ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>1,485ha</td></tr> </table>	森林面積	9,580ha	国有林面積	513ha	民有林面積	9,067ha	水土保全林	7,577ha	森林と人との共生林	- ha	資源の循環利用林	1,485ha	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【内容】</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>5,968ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>1,465ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>4,503ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>4,125ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>- ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>375ha</td></tr> </table>	森林面積	5,968ha	国有林面積	1,465ha	民有林面積	4,503ha	水土保全林	4,125ha	森林と人との共生林	- ha
森林面積	16,795ha																																																		
国有林面積	5,079ha																																																		
民有林面積	11,716ha																																																		
水土保全林	9,736ha																																																		
森林と人との共生林	110ha																																																		
資源の循環利用林	1,859ha																																																		
森林面積	3,132ha																																																		
国有林面積	620ha																																																		
民有林面積	2,512ha																																																		
水土保全林	2,501ha																																																		
森林と人との共生林	- ha																																																		
資源の循環利用林	- ha																																																		
森林面積	9,580ha																																																		
国有林面積	513ha																																																		
民有林面積	9,067ha																																																		
水土保全林	7,577ha																																																		
森林と人との共生林	- ha																																																		
資源の循環利用林	1,485ha																																																		
森林面積	5,968ha																																																		
国有林面積	1,465ha																																																		
民有林面積	4,503ha																																																		
水土保全林	4,125ha																																																		
森林と人との共生林	- ha																																																		
資源の循環利用林	375ha																																																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	水産業関係	
事務事業名	漁港整備事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 水産業分科会
調整方針	漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域水産物供給基盤整備事業基本計画に基づき老朽化した施設を順次整備し、水産業の振興に努める。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：東予市 ・漁港名：河原津漁港（第2種漁港） ・事業計画期間：平成13年度～平成22年度 ・全体事業費：約14億円 ・整備内容：北物揚場 L=80m 中央物揚場 L=50m 南防波堤 L=86m 泊地浚渫 A=14,100m² ・平成14年度事業実績 事業費 50,000千円 泊地浚渫 A=10,240m² ・平成15年度事業計画 事業費 120,000千円 北物揚場 一式 <p>【負担補助割合】</p> <p>国：50% 県：16.7% 市：33.3%</p>	該当なし	該当なし	東予市だけの事業である。	現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	水産業関係	
事務事業名	漁業経営構造改善事業（築いそ）			専門部会名	産業経済部会	分科会名 水産業分科会
調整方針	漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条地先海域漁場へ平成元年より投石による人工漁礁（築いそ）の設置により、水産資源の育成・増大、更には地域漁家経営の安定化を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体：西条市 事業年度：平成元年度～ 施行場所：西条市西ひうち地先沖 事業実績（平成元年度～平成14年度） <ul style="list-style-type: none"> 投石量 30,829.8㎡ 占用面積 40,559.5㎡ 事業費 103,174千円 平成15年度事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 投石量 1,576㎡ 占用面積 2,280㎡ 事業費 8,100千円 <p>【補助割合】</p> <p>補助率 国（50%以内）・県（20%）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの事業である。	現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針	県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>県営かんがい排水事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営かんがい排水事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道前道後平野国営土地改良事業により用水確保を行い、左岸幹線水路より河北地区（庄内、三芳、楠河）への用水路を整備する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 愛媛県 ・総事業費 318,000千円 ・受益面積 290ha（庄内、三芳、楠河） ・事業年度 H12～19年度（9ヶ年） ・用水路 管渠L=2,955m（700～200mm） ・施行場所 東予市庄内、三芳及び楠河地区 <ul style="list-style-type: none"> ・H13年度事業費 42,000千円（市負担10,628千円） ・H14年度事業費 52,500千円（市負担13,125千円） ・H15年度予算 63,000千円（市負担15,910千円） <p>【負担・補助割合】</p> <p>国 50%、県 25%、市 25% （受益者負担分は、市が全額負担する。）</p> <p>【関係改良区】</p> <p>東予市庄内土地改良区 東予市三芳土地改良区 東予市楠河土地改良区</p>	<p>県営かんがい排水事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営かんがい排水事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>東予市のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>県営湛水防除事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営湛水防除事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北条地区及び壬生川地区の湛水被害を防除するため、排水機、排水路及び遊水池等の防除施設を設置する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 愛媛県 (北条地区) 総事業費 1,356,065千円 受益面積 79.1ha (集水面積 235ha) 事業年度 H5～15年度(11ヶ年) 基幹工事 排水機 900mm 2基(3.0m³/s) その他 排水路 L=1,603m 施行場所 東予市北条地区 H13年度事業費 188,978千円 (市負担金47,445千円) H14年度事業費 104,914千円 (市負担金26,413千円) H15年度予算 101,736千円 (市負担金24,945千円) <p>(壬生川地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費 630,000千円 受益面積 33.7ha (集水面積 83.3ha) 事業年度 H6～15年度(10ヶ年) 基幹工事 排水機 600mm 2基 (1.4m³/s) その他 排水路 L=550m 施行場所 東予市大新田地区 H13年度事業費 185,816千円 (市負担金45,104千円) H14年度事業費 209,994千円 (市負担金48,423千円) H15年度予算 32,550千円 (市負担金 8,142千円) <p>【負担・補助割合】</p> <p>国 50%、県 27.5(25)%、 市22.5(25)% 基幹(その他) (受益者負担分22.5(25)%は、特に集落排水を受ける公共性の高い広域的な施設であり市が全額負担する。)</p> <p>【関係改良区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東予市北条土地改良区 東予市大新田土地改良区 	<p>県営湛水防除事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営湛水防除事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>東予市のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金</p> <p>【目的】 ・農村地域は、過疎化高齢化が特に進展しており、その活性化を図るためには、農業の振興と定住環境の改善を図ること。</p> <p>【内容】 ・農道整備事業と組み合わせ実施する地方単独事業（農道整備を地方単独事業として整備） 促進型：農道整備事業として採択された路線の一部を県単独事業で実施。</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 長野第2地区 事業年度 平成15年度～平成17年度 受益面積 45ha 総事業費 254,650千円 年度別事業費 ・平成15年度 20,300千円 ・平成16年度 131,440千円 ・平成17年度 102,910千円 事業概要 L=860m W=6.0m</p> <p>【負担・補助割合】 県75%、町25% (受益者負担 全額町負担)</p>	<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>現在、丹原町のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う事業 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 皇子池地区 事業年度 平成15年度～平成17年度 受益面積 79.3ha 総事業費 126,000千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 31,500千円 平成16年度 63,000千円 平成17年度 31,500千円 <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤体工 L=44m 法面保護工 A=1,408m² <p>【負担・補助割合】</p> <p>国50%、県25%、市15%、地元10%</p>	<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農地及び農業用施設の災害を未然に防止し、付近山林火災の防火用貯水池の機能を併せ持つ老朽ため池の整備により洪水防止を図り、水資源を確保し安定的な水の供給に寄与する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 山王池地区 採択申請予定 平成16年度 推進地区概算事業費 70,000千円 関係土地改良区 吉岡土地改良区</p> <p>【負担・補助割合】</p> <p>国50%、県25%、市10(20)%、地元 15(5)% 通常(防災) (通常は、受益者負担分の内訳で市が10%、地元が15%であるが住宅等への被害が予想される時は、市が20%、地元が5%となる。)</p>	<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽ため池の整備により洪水防止を図り、水資源を確保し、安定的な水の供給に寄与する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 兼久前池地区 採択申請予定 平成16年度 推進地区概算事業費 90,000千円</p> <p>【負担・補助割合】</p> <p>事業費 国50%、県25%、町17.5%、地元7.5% 事務費 国50%、県25%、町 -、 地元25%</p>	<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地及び農業用施設の災害を防止する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 半吉谷地区 事業年度 平成14年度～平成17年度 受益面積 27ha 総事業費 178,500千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 10,500千円 平成15年度 52,500千円 平成16年度 63,000千円 平成17年度 52,500千円 <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤体工 L=110m 洪水吐 <p>【負担・補助割合】</p> <p>国50%、県25%、町19%、地元6%</p>	負担割合に違いがある	新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営ほ場整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ほ場整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ほ場整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ほ場整備事業負担金</p> <p>【目的】 ・生産基盤と生活環境の一体的整備を行うことによって、地域農業の中心となる効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立に資する。</p> <p>【内容】 事業主体 愛媛県 地区名 明穂地区 事業年度 平成15年度～平成19年度 受益面積 22.9ha 総事業費 420,000千円 年度別事業費 ・平成15年度 52,500千円 ・平成16年度 115,500千円 ・平成17年度 115,500千円 ・平成18年度 84,000千円 ・平成19年度 52,500千円</p> <p>【負担金・補助割合】 国50%、県27.5%、町12.5%、地元 10%</p>	小松町のみで実施している。	新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営地域用水環境整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営地域用水環境整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営地域用水環境整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村地域は、豊かな水と緑に恵まれ、うるおいとやすらぎに満ちた空間を形成してきたが、その中で農業水利施設の多くは、その歴史的発展過程のもとで、地域の自然環境、生活環境等に調和した保全管理又は整備がなされ、単なる農業生産施設としてのみならず、農村地域の景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多様な役割を果たしてきた。 <p>しかしながら、近年の農村地域の都市化及び混住化進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等により、動植物が減少するとともに、水質の悪化、景観の損壊、親水機能の低下といった問題が生じ、従来からの基盤施設の整備等による利便性の向上とともに、景観の保全、生態系の回復等の環境的観点も含めた農村の快適性を求める声が増え、農村の住民のみならず、都市住民からも高まってきている。</p> <p>このため、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間等を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 愛の山地区 事業年度 平成14年度～平成17年度 総事業費 455,700千円 年度別事業費 ・平成14年度 45,150千円 ・平成15年度 147,000千円 ・平成16年度 115,500千円 ・平成17年度 148,050千円</p> <p>事業概要 ・管理道 L=1,430m ・護岸工 L=450m ・親水ステージ 1箇所 ・駐車場 1箇所</p> <p>【負担・補助割合】 国50%、県25%、町25%</p>	<p>県営地域用水環境整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>丹原町でのみ実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営防災ダム事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営防災ダム事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営防災ダム事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営防災ダム事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整機能の賦与、増進、また耐震性向上を図る。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 小松大谷地区 事業年度 平成12年度～平成17年度 受益面積 112ha 総事業費 899,115千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H13年度実績 147,105千円 (町負担金19,585,250円) ・H14年度実績 220,280千円 (町負担金29,345千円) ・H15年度予算 210,000千円 (町負担金28,000千円) <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提体工 L=211.5m ・洪水吐工 一式 ・取水施設工 一式 <p>【負担金・補助割合】</p> <p>国55%、県27.5%、町12.75%、地元4.75%</p>	<p>小松町でのみ実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係															
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会														
調整方針																				
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容														
西条市	東予市	丹原町	小松町																	
県営中山間地域総合農地防災事業負担金 現在、実施していない。	県営中山間地域総合農地防災事業負担金 現在、実施していない。	県営中山間地域総合農地防災事業負担金 現在、実施していない。	<p>県営中山間地域総合農地防災事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用施設及び農地の災害を未然に防止し優良農地を始めとする地域資源の保全を図り、併せて、農業農村が有する国土・自然環境保全機能の維持向上に資する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 小松南川地区 事業年度 平成15年度～平成20年度 受益面積 117.1ha 総事業費 336,000千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 10,500千円 平成16年度 73,500千円 平成17年度 73,500千円 平成18年度 105,000千円 平成19年度 52,500千円 平成20年度 21,000千円 <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路工 L=1,420m ため池工 n=1 床固工 n=2 土留工 n=3 <p>【負担金・補助割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水路工</th> <th>ため池工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>55%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>27.5%</td> <td>27.5%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>15.5%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>地元</td> <td>2%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		水路工	ため池工	国	55%	55%	県	27.5%	27.5%	町	15.5%	11.5%	地元	2%	6%	小松町でのみ実施している。	新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。
	水路工	ため池工																		
国	55%	55%																		
県	27.5%	27.5%																		
町	15.5%	11.5%																		
地元	2%	6%																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業により造成された基幹的施設について、緊急に必要な補強工事および排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図ることを目的とする。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 受益面積 348ha 事業年度 平成10年度～平成15年度 総事業費 361,100千円 年度別事業費（市負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 52,500千円（6,500千円） 平成14年度 52,500千円（6,500千円） 平成15年度 78,750千円（8,500千円） <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 道前平野土地改良区が管理しているパイプラインの補修 管水路工 L=2,940m <p>【負担・補助割合】</p> <p>国45(50)％、県27.5(25)％、市12.5(10)％、地元15%</p>	<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>現在、実施していない。</p>	<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>現在、実施していない。</p>	<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化により破損変形、漏水等の被害の出ている基幹水利施設を補修することにより、機能回復、安全性の確保を図る。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 受益面積 763ha 事業年度 平成10年度～平成16年度 総事業費 366,702千円 年度別事業費（町負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 57,750千円（5,775千円） 平成14年度 105,000千円（10,500千円） 平成15年度 57,750千円（5,775千円） 平成16年度 105,000千円（10,500千円） <p>事業概要</p> <p>管路改修 L=4,586m</p> <p>【負担金・補助割合】</p> <p>国50.0％、県25.0％、町10.0％、改良区15.0%</p>	<p>西条市、小松町のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係																																								
事務事業名	中山間地域総合整備事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会																																							
調整方針	現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ																																												
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容																																							
西条市	東予市	丹原町	小松町																																										
現在、実施していない。	現在、実施していない。	現在、実施していない。	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に進め、農業、農村の活性化を図ると共に、併せて地域の定住促進と、国土・環境の保全等に資する。 <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業主体 小松町 地区名 小松地区 受益面積 53.5ha 総事業費 959,500千円 事業年度 平成14年度～平成18年度 年度別事業費 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 151,500千円 平成15年度 202,000千円 平成16年度 222,200千円 平成17年度 227,250千円 平成18年度 156,550千円 事業概要 <ol style="list-style-type: none"> 農業生産基盤 <ul style="list-style-type: none"> 農業用排水路 L=2,710m 農道 L=2,670m 生活環境基盤 <ul style="list-style-type: none"> 集落道 L=1,120m 集落排水路 L=2,350m 集落防災安全 n=2 集落環境管理施設 n=1 交流基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> 市民農園等 n=1 <p>【負担金・補助割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>町</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水路</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>23%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>集落道</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集落排水路</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集落防災安全</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境管理施設</td> <td>55%</td> <td></td> <td>45%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民農園等</td> <td>55%</td> <td></td> <td>45%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		国	県	町	地元	農業用排水路	55%	20%	23%	2%	農道	55%	20%	20%	5%	集落道	55%	20%	25%		集落排水路	55%	20%	25%		集落防災安全	55%	20%	25%		環境管理施設	55%		45%		市民農園等	55%		45%		小松町のみで実施している。	現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	国	県	町	地元																																									
農業用排水路	55%	20%	23%	2%																																									
農道	55%	20%	20%	5%																																									
集落道	55%	20%	25%																																										
集落排水路	55%	20%	25%																																										
集落防災安全	55%	20%	25%																																										
環境管理施設	55%		45%																																										
市民農園等	55%		45%																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	新山村振興等農林漁業特別対策事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針	現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
現在、実施していない。	該当なし（振興山村の指定を受けていない。）	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山村が持つ各種の資源を高度に活用して経済の活性化を図り、山村を豊かにするとともに、自然と生活が調和した、安全で快適な環境のもとで、ゆとりある暮らしのできる美しい山村を作る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 丹原町 1. 山村振興計画 H14 2. 山村振興等地域連携推進事業 研修会の開催、先進地視察等 H15～H18 事業費 2,000,000円 3. 農業振興事業 農林水産物運搬施設（モルル）L=800m H16年度 事業費9,000,000円 4. 定住促進生活環境整備事業 生活環境保全施設（防火水槽 3基 V=40t） H15年度 事業費14,000,000円 5. 定住促進生活環境整備事業 集落道 L=1100m W=3m H15～H18年度 事業費195,000,000円 6. 町単独補修工事 既存施設の補修 <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 山村振興等地域連携推進事業 国庫補助 50% 町 50% 2. 農業振興事業 国庫補助 40% 町 60% 3. 定住促進生活環境整備事業（生活環境保全施設） 国庫補助 50% 町 50% 5. 定住促進生活環境整備事業（集落道） 国庫補助 55% 県費補助 20% 町 25% 6. 町単独補修工事 全額町費 	現在、実施していない。	丹原町のみで実施している。	現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	土地改良事業原材料交付業務			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針	土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
該当なし	<p>【目的】 土地改良区が施行する土地改良事業に対して、市が原材料を交付し、農業の振興及び農村環境の整備を図る。</p> <p>【内容】 平成11年度から交付開始 基本的には、二次製品（関係者2名以上） （平成12年度までは年間交付金額5,000千円） H13年度実績（市交付 6,000千円） H14年度実績（市交付 10,716千円） H15年度予算（市交付 16,000千円） 東予市土地改良事業原材料交付規程</p> <p>【負担・補助割合】 二次製品のみ 東予市土地改良事業原材料交付規程</p> <p>【事務手順】 改良区から要望。 地元から原材料交付申請書に現況写真、その他必要書類を添えて提出。 現地調査等審査。 原材料交付決定通知。 最寄の指定場所へ原材料を搬送。 市が現地で原材料検査。 交付の日から2ヶ月以内に工事を完了。 工事完成報告書に竣工写真を添えて提出。 市は交付した原材料の数量等を調査。</p>	丹原町農業基盤整備事業原材料費補助金で実施	<p>【目的】 土地改良区が施行する土地改良事業に対して、町が原材料を交付し、農業の振興及び農村環境の整備を図る。</p> <p>【内容】 町の予算の範囲内において、町の基準に基づき査定し決定する。 H13年度実績 10,000円 H14年度実績 0円 H15年度予算 50,000円</p> <p>【事務手順】 改良区からの要望 審査決定</p>	東予市、小松町のみの制度である。 丹原町は補助事業で実施している。	新市移行後速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	農地・農業用施設災害復旧事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針	農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した農地・農業用施設の災害復旧事業であり農地の保全と農業用施設の機能の回復を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 西条市 H13年度事業費 18,652,158円 H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者15% 農業用施設災害 国65%、受益者7.5% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用施設の災害復旧を行うことにより、農業の維持を図り合わせてその経営の安定に寄与する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 東予市 H13年度事業費 1,189千円（市は測量実費のみ） H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者50% 農業用施設災害 国65%、受益者35% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用施設の災害復旧を行いもって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 丹原町 H13年度事業費 13,416千円 H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者50% 農業用施設災害 国65%、受益者35% <p>丹原町農業基盤整備事業補助金</p> <p>受益者負担は、補助残の80%を起債で対応し残りを町と受益者で負担。 受益者負担は、補助残の10%</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害により被害を受けた、農地及び農業用施設の機能回復を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 小松町 H13年度事業費 6,599千円 H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者10% 農業用施設災害 国65%、受益者7% <p>1. 補助率増高による高率補助の場合においては、農地及び施設共に、補助残の町80%地元20%</p> <p>2. 査定及び実施に伴う測量設計費については全額町負担</p> <p>3. 事業実施に伴う連合会賦課金については、全額町負担</p>	<p>地元負担に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	国補林道事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針	現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
新居森林組合が補助事業で実施している。 (補助金・交付金等の取扱い(その2)による。)	現在、実施していない。	林道峰下影線開設事業 【目的】 ・林道を開設することにより、当該地域の森林経営の安定と地域の振興を図る。 【内容】 ・事業主体 丹原町 ・事業年度 平成6年度～平成21年度 ・計画延長 4,700m 幅員 3m ・既設延長 1,518m(平成14年度末) ・総事業費576,000千円 ・平成14年度実績 40,000千円(L=316m) ・平成15年度予算 40,000千円(L=429m) 【負担・補助割合】 国50%、県15%、町35%(辺地債有)	周桑森林組合が補助事業で実施している。 (補助金・交付金等の取扱い(その2)による。)	丹原町のみ実施している。	現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	林道災害復旧事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針	林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 西条市 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国65% 市35% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 東予市 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国65% 市35% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 丹原町 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国65% 町 35% （単年災、連年災、激甚災で補助率は変動） 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 小松町 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町管理林道 国65% 町35% ・地元管理林道 国65% 町28% 地元7% <p>（地元管理林道については、補助残の町80%、地元20%） 測量試験費及び設計費については全額町負担</p>	負担割合に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	丹原町単独林道整備事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針	丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象とならない林道整備を単独事業費で行い林業振興に寄与する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 丹原町 600mで接続する林道（林道楠窪余野線と林道余野線）があり、2カ年で接続工事を行う。（現在は治山事業を行っているため着工できない。） 概算事業費20,000千円（平成16年度着工予定） <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全額町費 	該当なし	丹原町のみ実施している。	現行のまま新市に引き継ぐ	

先例地の事例

〔東かがわ市〕

- 1 農振農用区域については、当分の間、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- 2 農業振興地域整備促進協議会については、新市において新たに設置する。
- 3 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。
- 4 農業経営基盤促進対策事業の促進体制(組織等)については、新市において新たに組織するものとする。
- 5 農業経営基盤促進対策事業のマスタープランについては、新市において作成する。
- 6 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び認定農業者農地集積支援事業については、引田町の例により調整する。
- 7 中山間地域等支払制度については、新市において引き続き実施する。
- 8 香川用水に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 生産調整(転作)の面積配分及び加工米については、新市において調整する。
- 10 生産調整推進協議会については、新市において新たに設置する。
- 11 生産調整推進基本計画については、新市において作成する。
- 12 生産調整に対する助成措置については、新市において調整する。
- 13 生産調整単独助成事業については、事業廃止を前提に新市において調整する。
- 14 農業関係団体については、現行のとおりとする。
- 15 県単造林事業については、白鳥町の例により調整する。無立木地等緊急造成事業は、現行のとおりとする。
- 16 林務関係団体補助については、合併時に調整する。
- 17 林道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 18 林地開発については、新市において速やかに制度化を図る。
- 19 畜産振興補助事業については、新市において引き続き実施する。
- 20 有害鳥獣駆除関係については、白鳥町の例により調整する。
- 21 土地改良事業のうち、継続事業については、現行の補助率で新市に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新市において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業については、引田町の例により調整する。
- 22 土地改良事業の受益者負担割合については、継続事業は、現行の負担率で新市に引き継ぐ。新規事業は、事業採択時に新市において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業は、引田町の例により調整する。
- 23 土地改良事業に係る町単独補助事業は、合併時に廃止し、新市において検討する。
- 24 農道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 25 漁港は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 26 漁港施設の使用料及び占用料については、現行のとおりとし、随時調整する。
- 27 漁港整備事業分担金については、引田町の例により調整する。

28 沿岸漁業構造改善事業分担金については、大内町の例により調整する。

29 漁業関係団体については、新市の一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整に努める。

30 水産振興町単独事業については、引田町の例により事業を見直し、実施する。

〔宇摩合併協議会〕

国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。

市町村単独事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。

土地改良事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。

地域農業マスタープラン、農業経営基盤強化促進基本構想については、新市において作成する。

酪農肉用牛生産近代化計画、農業振興計画、農林業等活性化基盤整備計画、水田農業振興計画、生産振興計画については、新市において作成する。

森林整備計画については、平成16年度までの間は現行の計画をそれぞれ適用し、17年度より新たな計画を策定する。

市町村有林については、それぞれ現状のまま新市に引き継ぎ、分収林についても現状の持分をそれぞれ新市に引き継ぐものとする。